



中津市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年1月23日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

# 財政援助団体監査結果報告書

## 1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
やまくにGENRYU会	左記の財政援助団体が令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和5年12月8日～ 令和6年1月23日

## 2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 千木良 孝之

## 3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

## 4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

## 5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和6年1月30日（火）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

## 【やまくにGENRYU会】

(1)補助金等名 令和4年度中津市観光イベント支援補助金

(2)所管部局・課 山国支所地域振興課

(3)財政援助の目的

市内で開催される17のイベント事業に係る経費を補助することにより、観光振興を図ることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費

3,526,178 円

II. 事業内容

山国地域の活性化に寄与するため、「やまくにGENRYU夏祭り」を開催

III. 財政援助額

3,000,000 円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- ① 前回(令和元年度)の収支差額が、前年度繰越金として計上されていなかった。また、実行委員会の出店売上及び経費も計上されていなかった。補助対象外経費でも、夏祭りの事業での収支は収支決算書に計上したうえで、収支差額を翌年度繰越金として計上すべきである。  
収支決算書を修正し、実績報告書を再提出されたい。

- ② 団体はFacebookアカウントを持っているが、あまり活用されていないようである。  
今後はFacebookだけでなく、他のSNSなども大いに活用し周知に努め、積極的な広報活動を行い誘客に努められたい。

- ③ 前回(令和元年度)の開催時は企業協賛金が収入として計上されていたが、令和4年度からは協賛金の収入がない。  
今後はまた協賛金の徴収等を検討し、自助努力の推進を図ることを要望する。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。